

附帯決議への対応について

■28年度予算に対する附帯決議（H28.3）

	内 容	対 応	担当課
1	地域通貨導入制度 予算額も少額で実効性に乏しいと言わざるを得ない。商業振興や消費喚起を促す上にも流通量の拡大を図ること。	地域通貨事業は、介護支援ボランティアのポイント交換手段の一つとして実施している。今年度は、地域通貨の更なる周知を図るため、介護支援ボランティアを対象とした講習会の中で、取組みについての説明を行ったほか、中小企業振興推進計画策定を目的として設立した「中小企業振興協議会」においても意見をいただくなどし、今後の事業展開について検討している。	商工労働課
2	公共交通のあり方 公共交通体系の早期の確立について、これまで何度も附帯決議として求めてきたが、スピード感に欠け、進展が見られない。早急に今後の公共交通のあり方について抜本的に改革を図ること。	本市における公共交通の役割を明確にし、まちづくりに寄与する持続可能な公共交通を形成することを目的に、平成28年3月に策定した「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」に基づき、改めて本市における公共交通の現況把握、及び路線バスの再編等に向けた分析に着手しているところである。今後については、公共交通の現状を基に、交通事業者や関係者と協議を重ね、本市にとって望ましい公共交通の構築に努める。	商工労働課
3	地方創生の取組 地方創生には都市間競争に打ち勝つことが求められるが、本市の政策は独自性、積極性に欠けている感は否めない。もっと情報発信など攻めの行政を行うこと。	地方創生に向けて、人材の育成と定着、産業と経済の活性化を図るため山口東京理科大学の更なる活用、また、若い世代から選ばれるまちとなるため子育て支援、教育の充実に取り組んでおり、こうした本市の魅力や住み良さを広くPRすることで、定住人口の増加につながるよう、さまざまな機会を捉えて更なる情報発信を行っていく。	企画課

■27年度決算認定に対する附帯決議（H28.9）

	内 容	対 応	担当課
1	このたびの決算審査に当たって、「事務事業の目的が明確でない」、「手段と目的を混同している」、「効果の検証が十分でない」、「事務事業評価の対応がまちまちである」など事務事業評価制度が有効に活用されていない事例が多く見られた。 については、事務事業評価制度の統一的な運用を徹底するとともに、各部署が行っている事務事業が本当に市民のためになっているのか今一度検証し、本市の総合計画が目指す「活力ある住み良さ創造都市」の実現に結び付くよう、全職員がスピード感を持ち一丸となって取り組むこと。	事務事業評価制度を有効に機能させ、活用するためには、職員が制度の意義を正しく理解し、事務事業評価シートを適切に作成することが必要であることから、ヒアリング時を捉えた記載内容改善のための協議を継続し、今後も職員の共通理解を深めるための庁内研修を実施する。 次に、制度そのものとしては、現在の個別の事業を評価する事務事業評価制度から、総合計画に掲げる政策や施策が目標に向けて進捗しているかどうかを検証できる制度へ改善していく必要があると考えている。 この点については、現在、策定作業を進めている第二次山陽小野田市総合計画の実施に合わせて、研究を重ね、改善していく。	企画課

平成28年度査定（対象事業年度：平成29年度）における事務事業評価表の変更について

①評価表の比較について

視点	平成27年度査定 (対象事業年度：平成28年度)			平成28年度査定 (対象事業年度：平成29年度)				
	評価項目	配点		評価項目	配点			
妥当性	目的の妥当性	5	3	1	目的の妥当性	5	3	1
	自治体関与の妥当性	5	3	1	自治体関与の妥当性	5	3	1
	対象（受益者）の妥当性	5	3	1	対象（受益者）の妥当性	5	3	1
有効性	事業の優先度	5	3	1	事業の優先度	5	3	1
	類似事業の存在	5	3	1	類似事業の存在	5	3	1
	個別計画・政策との整合性	5		1	個別計画・政策との整合性	5	3	
効率性	実施主体の適正化		3	1	実施主体の適正化		3	1
	受益者負担の適正化		3	1	受益者負担の適正化		3	1
	コスト効率		3	1	コスト効率		3	1
	満点	39			満点	39		

②評価表の変更箇所

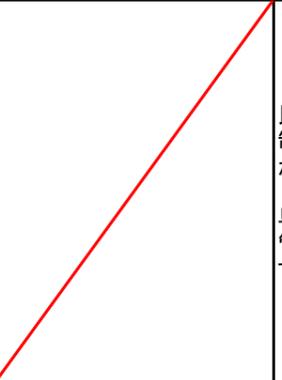
- ・評価項目について 変更なし。
- ・評価点について 「個別計画・政策との整合性」の配点を（5点、1点）→（5点、3点）に変更。

平成27年度査定時は、「個別計画に登載されていない事業」及び「個別計画がない事業」について、評価点が1点であったが、計画の有無による点差が開きすぎるため、平成28年度査定の際は、評価点を1点から3点に変更した。

- ・評価項目の判断内容について 次の事項について評価することができるよう判断内容を一部追加。
 - ※資料2 朱書き部分参照
- ①「目的の妥当性」 施策体系外について
- ②「自治体関与の妥当性」 システム改修について・市が設置した施設の補修について
- ③「個別計画・政策との整合性」 個別計画の策定について
- ④「コスト効率」 特定財源について

事務事業の評価表

視点	妥当性			有効性			効率性		
評価項目	目的の妥当性	自治体関与の妥当性	対象(受益者)の妥当性	事業の優先度	類似事業の存在	個別計画・政策との整合性	実施主体の適正化	受益者負担の適正化	コスト効率
内容	目的が総合計画の趣旨に沿い、事務事業の意図は住民ニーズを踏まえているか	市が関与する(職員人件費又は予算を支出する)べきものか	対象(受益者)の範囲は、住民ニーズや目的(意図)の達成に照らして、適切か	他の事業と比較して、優先的に実施すべき理由があるか	他の実施機関・市以外の団体が同種・同類の事業を行っているか	計画的に実施すべき事業又は政策に合致する事業か	事務事業の実施主体を変更することにより、事務事業の質を維持し、又は向上させつつ経費を削減できるか	受益者負担は適正か	事務事業の過程に無駄はないか。業務の改善により、成果を落とさずにコスト削減が可能か 特定財源を検討しているか
5点	目的(意図)の達成が総合計画の施策に沿い、これを望む住民ニーズが高い事業(※住民ニーズが高いことを示すアンケート等を記入すること。) 施策体系外の事業の場合は、事務を行う上で必要性が高い事業	法令等、市条例、市規則又は市要綱により義務付けられている事業 ※義務付けている法令等、市条例、市規則又は市要綱の名称を記入すること。 法律改正により、システム改修等をしなければ業務の遂行が困難なもの	対象とする人やものの範囲が適切に設定されている事業	法律に基づく負担金事業 国・県の主要事業の実施に伴う事業であり、市が実施しなければ事業効果に著しい影響が生じる事業 償還金支払事業 法令等、市条例、市規則又は市要綱により義務付けられている事業 債務負担行為を既に設定している事業 関係機関からの指示・指導等がある点検・整備事業(実施しないことが法令違反になるもの) 防災事業等の市民生活の安全確保のための事業で速やかに実施しなければ市民生活の安全が図れない事業	行っていない	個別計画に具体的に記載されている事業 国の政策・県の政策・市の政策に合致している事業 ※いずれも計画名、政策等の名称を記入すること。 個別計画を策定する事業			
3点	目的(意図)の達成が総合計画の施策に沿う事業 施策体系外の事業の場合は、事務を行う上で必要性が認められる事業	法令等、市条例、市規則又は市要綱により定められている事業(※定めている法令等、市条例又は市要綱の名称を記入すること。) 必要性の高いシステムの改修又は導入 市が設置した施設における補修・更新	対象とする人やものの範囲を絞り込む、又は拡大する余地がある事業	国・県の主要事業の実施に伴い市が実施する事業 法令等、市条例、市規則又は市要綱により定められている事業 防災事業等の市民生活の安全確保のための事業 実施しないことで後年度に不利益を被る事業		個別計画に記載されていない事業 個別計画がない事業	民間委託又は指定管理者制度が既に導入されている事業 法令上、住民・NPO・民間等の外部の活用が認められていない事業	受益者負担を適正に求めている事業又は求めることが適当でない事業	既にコスト削減が図られており、コスト削減の余地がない事業

<p>1点</p>	<p>既に目的(意図)を達成しているため終了を検討すべき事業</p> <p>過去3年間の目的(意図)の達成度が低いまま推移している事業</p> <p>施策体系外の事業の場合は、事務を行う上で必要性が低い事業</p>	<p>法令等、市条例、市規則又は市要綱に定めのない事業</p> <p>必要性の低いシステムの改修又は導入</p>	<p>目的(意図)と照らし合わせて、対象とする人やものの範囲を再検討すべき事業</p>	<p>実施すべき事業であるが緊急性が低く、後年度の実施を検討すべき事業</p>	<p>行っている</p> <p>※行っている場合は、実施主体名及び事業名を記入すること。</p>		<p>民間委託又は指定管理者制度の導入を検討する余地が残されている事業</p> <p>早急に民間委託又は指定管理者制度の導入を検討すべき事業</p>	<p>受益者負担を求めている事業</p> <p>受益者負担を求めることが必要であるにもかかわらず措置がされていない事業</p>	<p>コスト削減の余地がある事業(実施内容又は実施手段の適正化、電子化、人員の見直し等)</p>
-----------	---	--	---	---	--	--	--	---	--

平成29年度 地方創生に資する事業一覧

予算額:千円

地方創生に資する事業（17事業）	8,628,383
1 第1章 こども・乳幼児医療費助成事業（単独分）	48,000
2 第1章 子育てコンシェルジュ事業	1,731
3 第1章 子育て世代包括支援センター事業	78
4 第1章 急患診療事業	36,838
5 第4章 転入奨励金交付事業	31,256
6 第4章 婚活支援事業	1,000
7 第4章 UJIターン推進・支援事業	390
8 第4章 子育て女性等就職応援事業	2,500
9 第4章 新規農業就業者定着促進事業	4,075
10 第4章 青年就農給付金事業	7,500
11 第4章 観光案内板整備事業	700
12 第4章 おもてなしサポーター育成事業	100
13 第5章 山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部校舎建設事業	6,947,330
14 第5章 山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金事業	1,545,085
15 第5章 レノファ山口とのパートナーシップ事業	600
16 第5章 パラサイクリング連盟とのパートナーシップ事業	700
17 第5章 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致事業	500

平成29年度ふるさと山陽小野田応援事業について

1. 事業内容

平成28年6月1日からサポート寄附をされた方へ、本市の特産品等の販路拡大及びPRの促進、自主財源の確保を目的として地元業者が取り扱っている特産品等を返礼品として送付している。平成28年度は17事業者、51商品の返礼品を取り揃えている。

平成29年度も本事業を継続するとともに、寄附額に応じた返礼品の構成を充実させ、寄附額の増額を目指す。

2. 平成29年度の事業内容（変更内容）

●返礼品の区分を追加

平成28年度の区分にEコース（寄附金額200,000円以上）を追加する。

平成28年度

区分	寄附金額	商品の価格	市負担額
Aコース	10,000円以上 30,000円未満	3,000円相当	3,000円（税込）+送料（実費）
Bコース	30,000円以上 50,000円未満	9,000円相当	9,000円（税込）+送料（実費）
Cコース	50,000円以上 100,000円未満	15,000円相当	15,000円（税込）+送料（実費）
Dコース	100,000円以上	30,000円相当	30,000円（税込）+送料（実費）



平成29年度

区分	寄附金額	商品の価格	市負担額
Aコース	10,000円以上 30,000円未満	3,000円相当	3,000円（税込）+送料（実費）
Bコース	30,000円以上 50,000円未満	9,000円相当	9,000円（税込）+送料（実費）
Cコース	50,000円以上 100,000円未満	15,000円相当	15,000円（税込）+送料（実費）
Dコース	100,000円以上 200,000円未満	30,000円相当	30,000円（税込）+送料（実費）
Eコース	200,000円以上	60,000円相当	60,000円（税込）+送料（実費）

現在、Eコースも含めて、返礼品の追加募集を終え、選定に向けた準備を進めており、平成29年4月1日から新たな返礼品を取り揃えてサポート寄附を推進する。

基金の状況

●普通会計の基金

(単位：千円)

NO	基金の名称	基金の 管理状況	27年度末 残高	28年度末 残高見込額		29年度末 残高見込額			
				積立金	取崩額	積立金	取崩額		
1	山陽新幹線厚狭駅整備基金	現金	60,197	29	0	60,226	25	0	60,251
2	地域福祉基金	現金	63,923	1,002	0	64,925	3	30,000	34,928
3	労働施設積立基金	現金	46,251	14	13,000	33,265	2	0	33,267
4	新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金	現金	18,044	7	60	17,991	8	60	17,939
5	津布田一丁田かんがい排水施設維持管理運営基金	現金	57,736	24	300	57,460	23	300	57,183
6	公共施設整備基金	現金	22,991	10	0	23,001	10	0	23,011
7	退職手当基金	現金	597,529	240	0	597,769	24	0	597,793
8	交通遺児基金	現金	13,240	6	6	13,240	6	6	13,240
9	教育文化振興基金	現金	153,553	130	130	153,553	122	122	153,553
		証券	300	0	0	300	0	0	300
		計	153,853	130	130	153,853	122	122	153,853
10	電源立地振興基金	現金	3,597	1	3,598	0	1	0	1
11	一般廃棄物処理施設等整備基金	現金	890	1	0	891	1	0	892
12	まちづくり魅力基金	現金	1,466,899	3,579	60,000	1,410,478	3,057	27,000	1,386,535
13	ふるさと支援基金	現金	26,773	23,111	9,132	40,752	20,002	14,094	46,660
14	江汐公園施設整備基金	現金	45,009	15,019	1,200	58,828	10,003	0	68,831
15	公立大学法人運営基金	現金		1,349,869	0	1,349,869	51	478,296	871,624
16	県収入証紙購入基金	現金	6,000	0	0	6,000	0	0	6,000
	特目基金合計	現金	2,582,630	1,393,042	87,426	3,888,246	33,338	549,878	3,371,706
		証券	300	0	0	300	0	0	300
		計	2,582,930	1,393,042	87,426	3,888,546	33,338	549,878	3,372,006
17	財政調整基金	現金	3,817,137	391,218	419,684	3,788,671	212	1,235,000	2,553,883
18	減債基金	現金	586,139	235	9,420	576,954	24	9,420	567,558
	普通会計の基金の計	現金	6,985,906	1,784,495	516,530	8,253,871	33,574	1,794,298	6,493,147
		証券	300	0	0	300	0	0	300
		計	6,986,206	1,784,495	516,530	8,254,171	33,574	1,794,298	6,493,447

※各基金ごとに千円以下を四捨五入しているため、計と一致しないことがあります。

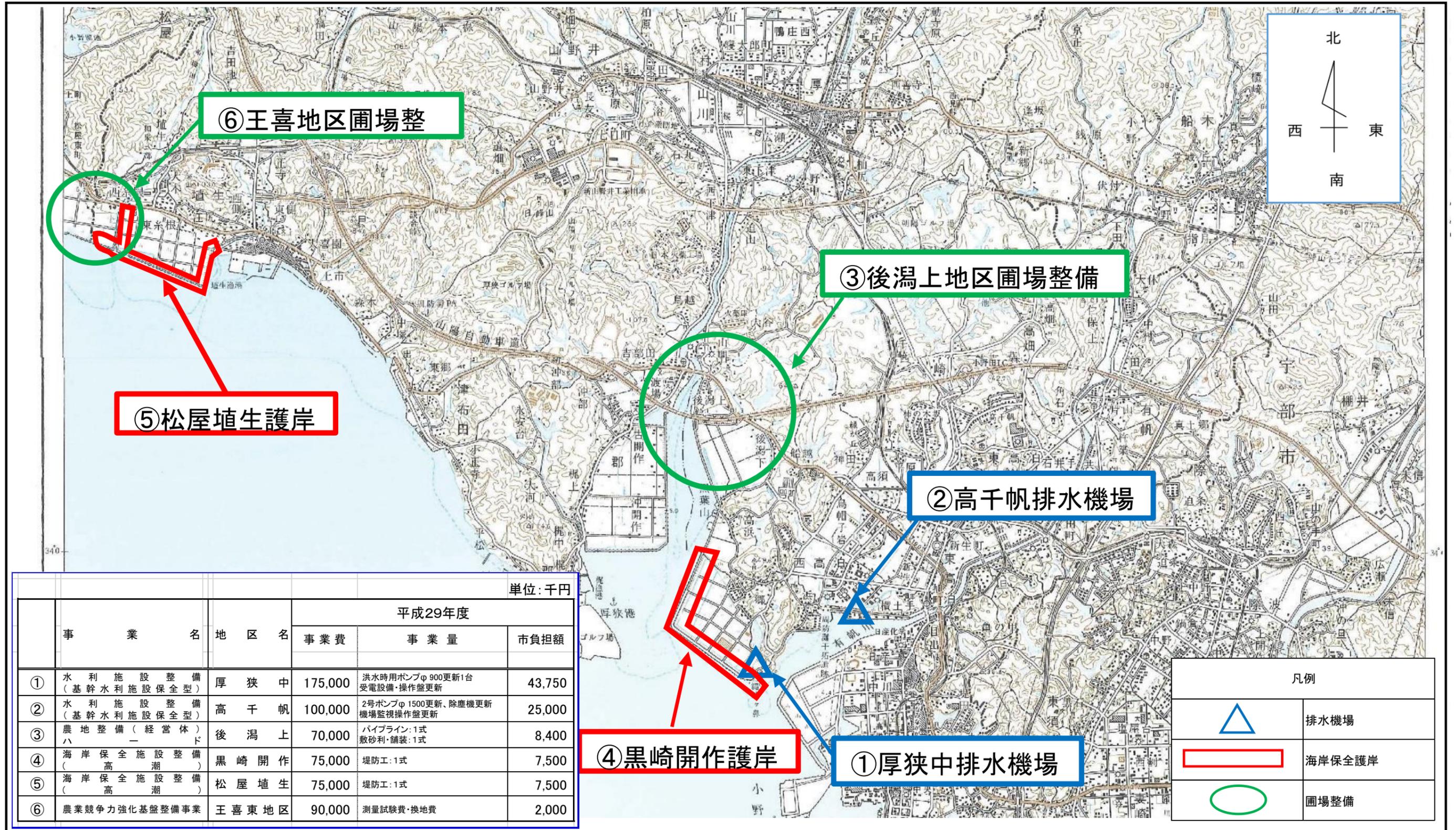
※年度末残高見込額は、予算上の数値です。(平成28年度：3月補正後、平成29年度：当初予算)

平成29年度 県営事業位置図

議案第15号 平成29年度山陽小野田市一般会計予算参考資料

6款 農林水産業費 1項 農業費 5目 土地改良事業費 19節 負担金、補助及び交付金 県事業負担金

農林水産課



平成29年度土木課関係事業箇所(事業主体:市)

箇所	名称	場所	事業内容	事業費 (千円)	備考
A	市道中川亀の甲線舗装リフレッシュ事業	亀の甲	舗装補修	45,360	
B	くし山地下道防犯カメラ設置事業	くし山西	防犯カメラ設置	900	
C	市道高泊千崎線通学路安全対策事業	烏帽子岩	歩道拡幅	20,000	
D	市道小野田六の割線通学路安全対策事業	高栄	歩道拡幅		
E	市道西の浜松角線通学路安全対策事業	西の浜	路肩拡幅		
F	市道上木屋梅の木線通学路安全対策事業	上木屋	設計業務委託		
G	市道中村線道路改良事業	中村	道路改良	13,000	
H	市道新生町1号線道路改良事業	新生町	道路改良	10,000	
I	市道浜崎1号線道路改良事業	浜崎	船出橋掛替	63,000	
J	橋梁長寿命化点検事業	市内	橋梁点検業務委託	20,000	
K	円人道跨線橋(市道旦東線)修繕事業	旦東	橋梁補修	100,000	
L	広瀬ポンプ場修繕事業	広瀬	ポンプ修繕	994	
M	東下津地区内水対策整備事業	東下津	土木工事	90,000	
N	小野田港野積場改修事業	小野田港	側溝改修	1,000	
O	北竜王町遊水池整備事業	北竜王町	除草	1,543	

山陽小野田市全図

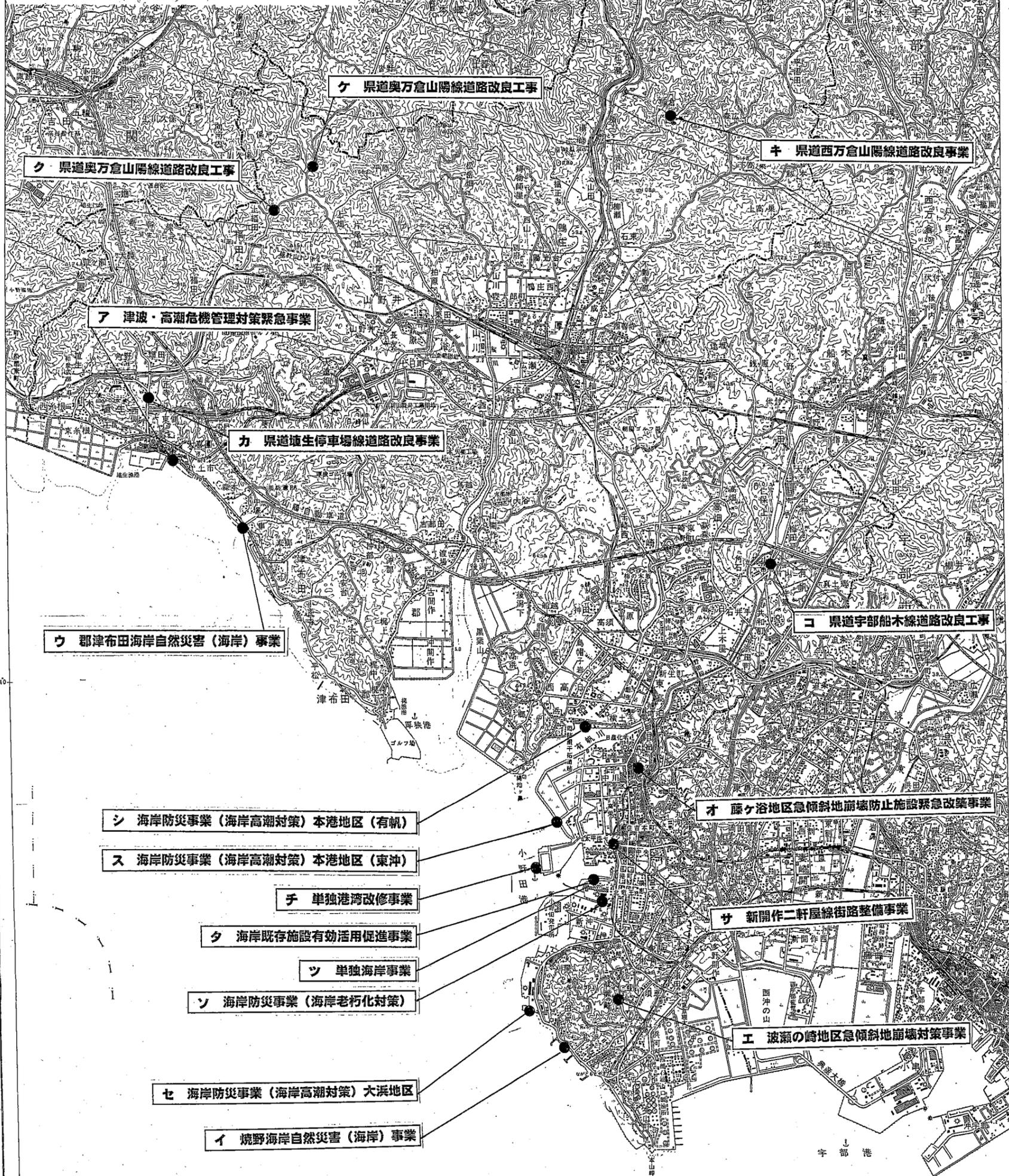
国土地理院 4色刷

平成17年2月調製



議案第15号参考資料

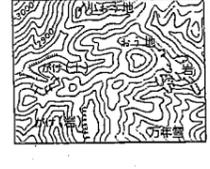
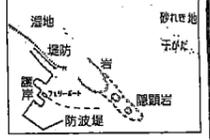
平成29年度県事業実施予定箇所図



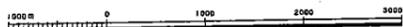
記号

- トンネル (トンネルは幅員13.0m以上の道路)
- 幅員5.5m-13.0mの道路
- 幅員3.0m-5.5mの道路
- 幅員1.5m-3.0mの道路
- 幅員1.5m未満の道路
- 幅員1.5m未満の道路 (道路番号及び路線番号)
- 道路幅員1.5m未満の道路 (建設中の道路)
- 有料道路及び料金所
- 新線 既設線以上 (新線)
- 新線 既設線以下 (新線)
- 地下鉄及び地下道路
- 特殊軌道
- 路面の鉄道
- 索道
- 建設中または運行停止中の普通鉄道
- 橋および高架部
- 切取部
- 送電線
- 石段
- 部・府・県界
- 北海道の支庁界
- 市界、東京部の区界
- 町界、指定都市の区界
- 特定地区界
- 種生界
- △ 三角点 (1:2.5) 標石の中心標高点
- △ 電子基準点 (1:2.5) 標石の中心標高点
- 水源地
- (市役所) 市役所
- (町・村役所) 町・村役所
- (指定都市の区役所) 指定都市の区役所
- (官公署特定の記号のもの) 官公署特定の記号のもの
- 裁判所
- 税務署
- 森林管理署
- 測候所
- 警察署
- 交通・駐在所
- 消防署
- 保健所
- 郵便局
- 工務所
- 児童福祉センター
- 高等学校
- 大学
- 病院
- 神社
- 寺院
- 高塔
- 記念碑
- 煙突
- 電波塔
- 井
- 灯
- 坑口・洞口
- 城跡
- (史跡・名勝・天然記念物) 史跡・名勝・天然記念物
- 噴火口・噴出口
- 温泉・鉱泉
- 採石地
- 採石地
- 重要港湾
- 地方港湾
- 漁港
- 高等学校
- 大学
- 高等学校

田	広葉樹林
畑	針葉樹林
果樹園	はいづち地
森林	竹林
茶畑	しの地
その他の樹木地	やし類の樹木地
	荒地



風防灘



平成29年度県事業実施予定箇所

箇所	名称	場所	事業内容	負担金 (千円)	備考
ア	津波・高潮危機管理対策緊急事業	郡津布田海岸	水門電動化	2,000	
イ	焼野海岸自然災害(海岸)事業	焼野海岸	施設補修	1,500	
ウ	郡津布田海岸自然災害(海岸)事業	郡津布田海岸	土砂撤去	450	
エ	波瀬の崎地区急傾斜地崩壊対策事業	波瀬の崎	業務委託	4,000	
オ	藤ヶ浴地区急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業	中川一丁目	崩壊防止施設改修	1,500	
カ	県道埴生停車場線道路改良事業	埴生	道路改良	1,000	
キ	県道西万倉山陽線道路改良事業	稲倉	道路改良	1,000	
ク	県道奥万倉山陽線道路改良工事	福田	道路改良	1,000	
ケ	県道奥万倉山陽線道路改良工事	保戸	道路改良	1,000	
コ	県道宇部船木線道路改良工事	有帆	道路改良	4,000	
サ	新開作二軒屋線街路整備事業	公園通り	道路改良	30,000	都市計画課
シ	海岸防災事業(海岸高潮対策)本港地区(有帆)	横土手	護岸改良	5,000	
ス	海岸防災事業(海岸高潮対策)本港地区(東沖)	東沖	護岸補修	5,000	
セ	海岸防災事業(海岸高潮対策)大浜地区	大浜	護岸改良	10,000	
ソ	海岸防災事業(海岸老朽化対策)	北竜王町	北竜王町排水機場地下タンク改修他	7,250	
タ	海岸既存施設有効活用促進事業	小野田港	側溝改修	4,500	
チ	単独港湾改修事業	東沖	灯浮標交換	2,000	
ツ	単独海岸事業	小野田港	車止補修	600	

議案第15号 都市計画課資料



- | | |
|---|-------------------|
| ① | 大規模公園環境美化事業 |
| ② | 都市計画道路整備県事業負担金 |
| ③ | 小野田駅前地区都市再生整備計画事業 |
| ④ | コーポラティブ住宅促進支援事業 |

■平成29年度一般会計当初予算【歳入：市税関係】説明資料

(単位：千円)

款・項・目・節	平成29年度		平成28年度		比較 増減額	摘 要
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)		
1 市税	9,676,128	99.99	9,680,587	100.02	▲ 4,459	
1 市民税	3,587,452	37.08	3,780,967	39.07	▲ 193,515	
1 個人	2,736,528	28.28	2,699,276	27.89	37,252	
1 現年課税分	2,704,213	27.95	2,663,624	27.52	40,589	
個人均等割	106,132	1.10	104,126	1.08	2,006	
個人所得割	2,598,081	26.85	2,559,498	26.44	38,583	雇用者所得の緩やかな回復
2 滞納繰越分	32,315	0.33	35,652	0.37	▲ 3,337	
2 法人	850,924	8.80	1,081,691	11.18	▲ 230,767	
1 現年課税分	850,081	8.79	1,080,617	11.17	▲ 230,536	
法人均等割	174,042	1.80	170,116	1.76	3,926	
法人税割	676,039	6.99	910,501	9.41	▲ 234,462	海外経済の減速と為替相場の見通し不透明
2 滞納繰越分	843	0.01	1,074	0.01	▲ 231	
2 固定資産税	4,878,545	50.41	4,705,661	48.61	172,884	
1 固定資産税	4,853,241	50.15	4,678,553	48.33	174,688	
1 現年課税分	4,812,790	49.73	4,643,006	47.96	169,784	
土地	1,126,701	11.64	1,135,759	11.73	▲ 9,058	地価下落の継続
家屋	1,707,283	17.64	1,666,882	17.22	40,401	新築・増築家屋の増加
償却資産	1,978,806	20.45	1,840,365	19.01	138,441	設備投資の増加
2 滞納繰越分	40,451	0.42	35,547	0.37	4,904	
2 国有資産等所在市町村交付金	25,304	0.26	27,108	0.28	▲ 1,804	
1 現年課税分	25,304	0.26	27,108	0.28	▲ 1,804	
3 軽自動車税	179,959	1.85	148,117	1.53	31,842	
1 軽自動車税	179,959	1.85	148,117	1.53	31,842	
1 現年課税分	177,405	1.82	145,733	1.51	31,672	
原動機付自転車	5,529	0.06	5,608	0.06	▲ 79	
軽自動車	164,521	1.69	133,162	1.38	31,359	新車新規登録13年経過した車両への重課
小型特殊自動車	3,201	0.03	3,043	0.03	158	
二輪小型自動車	4,154	0.04	3,920	0.04	234	
2 滞納繰越分	2,554	0.03	2,384	0.02	170	
4 市たばこ税	479,906	4.96	498,657	5.16	▲ 18,751	
1 市たばこ税	479,906	4.96	498,657	5.16	▲ 18,751	
1 現年課税分	479,906	4.96	498,657	5.16	▲ 18,751	
旧三級品以外	461,585	4.77	481,520	4.97	▲ 19,935	
旧三級品	18,321	0.19	17,137	0.19	1,184	
5 入湯税	6,406	0.07	6,106	0.06	300	
1 入湯税	6,406	0.07	6,106	0.06	300	
1 現年課税分	6,406	0.07	6,106	0.06	300	
6 都市計画税	543,860	5.62	541,079	5.59	2,781	
1 都市計画税	543,860	5.62	541,079	5.59	2,781	
1 現年課税分	538,598	5.57	535,690	5.53	2,908	
土地	236,915	2.45	240,032	2.48	▲ 3,117	地価下落継続
家屋	301,683	3.12	295,658	3.05	6,025	新築・増築家屋の増加
2 滞納繰越分	5,262	0.05	5,389	0.06	▲ 127	